

沿岸広域振興局長告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成28年3月22日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間 宮古市区界第1地割1番10地先から267番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成28年3月22日から同年4月22日まで